

加入者
無料

ご加入の皆さまの特典

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、所得サポート保険（団体長期障害所得補償保険）にご加入いただいた皆さまにご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

〈たとえばこんなとき〉

旅先で急病にかかった場合に最寄の病院を紹介してくれないかな？

健康や医療に関する悩みって、職場や友達には相談しにくいんだよね…。

法律・税金の相談が気軽にできれば便利なんだけどな…。

〈こんなサービスが受けられます〉

医療機関情報提供サービス 旅先での最寄の医療機関情報をご提供します。

健康・医療相談サービス 経験豊富な看護師が電話で親切に対応します。

法律・税務・年金相談サービス 提携の弁護士、税理士などがアドバイスします。

豊富なサービスメニューをご用意しています。

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
- メンタルIT サポート（WEBストレスチェック）サービス
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

24時間
365日

- メンタルヘルス相談サービス
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

- 利用時間
平日 9:00～22:00 土曜 10:00～20:00
※日・祝日・年末年始（12/29～1/4）はお休みとさせていただきます。

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 本サービスは「所得サポート保険」のご加入者が利用できるサービスです。お電話での相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 本サービスは予告なく変更される場合がありますので、ご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 引受保険会社（担当営業店）

損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03-3349-8063

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 募集文書作成部署

損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03-3349-8063

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 取扱代理店

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入者証は保険期間満了時まで大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ23-13647 2024/01/23

東京土建一般労働組合の皆さまへ

団体長期障害所得補償保険

所得サポート保険

団体割引
30%

突然の病気やケガで
長く働けない時も
大切な人の生活を
サポートします

月々489円から
※Aプラン/男性/15～24歳の場合
（制度維持費180円を含みます）

最長70歳まで

医師の指示による
自宅療養でも

精神障害でも

ご家族を守る
保険があります

東京土建のメリット
解説動画公開中



保険期間

2024年3月1日（午後4時）～
2025年3月1日（午後4時）まで

中途加入も
毎月受付中

加入依頼書が毎月10日までに各代理店に到着した場合、保険期間は翌々月1日から2025年3月1日までとなります（10日が休業日の場合は直前の営業日が締切となります）。



東京土建一般労働組合

どけん共済会

長期間働けない時、組合総合共済や労災保険だけでは不安…

所得サポート保険なら長くしっかり補償します

私たちは、いつでも健康に働けるとはかぎりません。職場でも日常生活でも、病気や交通事故などが原因で、長期間働けなくなった就業障害時の補償をするのが「所得サポート保険」です。

団体長期障害所得補償保険は、被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被る損失に対して長期にわたって補償する保険です。

不安 1
生命保険だけではダメ?

安心 1
「働けない」就業障害時の補償は所得サポート保険(団体長期障害所得補償保険)だけ

不安 2
働けなくなったらすぐに受け取れる?

安心 2
支払対象外期間を「30日」「180日」から選べます

不安 3
入院しないと補償されない?

安心 3
医師の指示による自宅療養も対象です

不安 4
心の病は対象外?

安心 4
精神障害も一部対象です

不安 5
60歳過ぎたら補償されない?

安心 5
最長70歳まで

不安 6
自然災害による事故も心配…

安心 6
地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした就業障害も補償します

不安 7
高い掛け金はムリ!

安心 7
30%の団体割引が適用されます

長期間働けなくなった時、収入をカバーしてくれるのは

所得サポート保険だけ

病気・ケガ治療に必要な医療費を補てんする生命保険や医療保険はありますが、「働けなくなるリスク」をカバーする保険ではありません。

既存の保険制度によるカバー範囲

※がんのみ

リスク	死亡		病気・ケガによる費用の発生				働けなくなった時の収入の減少・途絶	
	病気	ケガ	入院 病気	手術 ケガ	通院 病気	ケガ	病気	ケガ
生命保険	●	●						
傷害保険		●	●	●		●		
医療保険 入院特約	▲	▲	●	●	●	●	▲	▲
がん保険	▲	▲	●*		●*		●*	

働けない時期の補償がない

お子さんのいる3人家族の場合の生活費

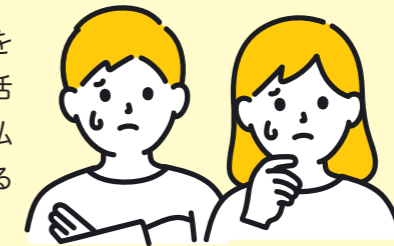
月々の生活費(例)

家賃	100,000円
食費	80,000円
光熱費	25,000円
医療費	15,000円
交通費	5,000円
通信費	15,000円
自動車関連費	25,000円
教育費	15,000円
衣類	10,000円
合計	290,000円

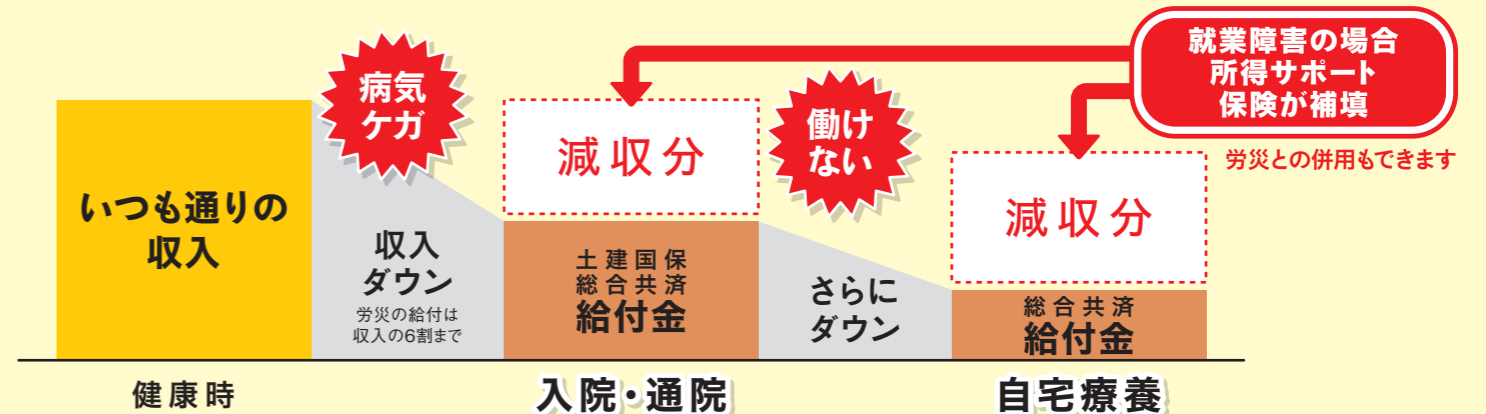
※総務省「家計調査報告(家計収支編)2022年」をもとに編集

収入が減っても月々にこれだけ生活費がかかります

組合総合共済や労災保険と貯蓄だけで収入をカバーするのはとても大変です。ご家族の生活費はもちろん、住宅ローンや自動車ローンを支払われている場合や、お子さまの教育費も抱える場合は、さらに負担が大きくなります。



所得サポート保険が今まで通りの生活を支えます

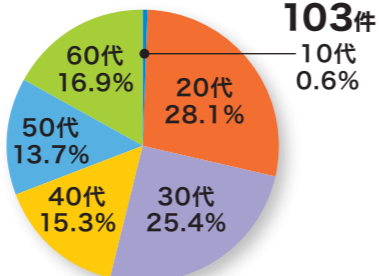


東京土建国民健康保険組合 2022年度給付実績

■ 精神疾患による給付件数・割合 ■ 精神疾患のうち給付後に退職された件数 ■ 平均給付日数(1回あたり)

153件

全体の2.4%



45.2日

精神疾患は再発する可能性が高く、長期療養になる傾向が強い

所得サポート保険に入っていない人

と入っている人の違い

Case.1

35歳 月給35万円、妻と子(小学生)の方の場合

入院と自宅療養で**90日間**の就業障害

Case.2

45歳 月給45万円、妻と子2人(小・中学生)の方の場合

入院と自宅療養で**180日間**の就業障害

40歳未満の2人以上の
世帯生活費の平均
(総務省「家計調査報告(家計収支編)2022年」)

月々 **269,094円**

3カ月で約**80万円**の支出

土建国保入院給付金 4,400円×30日	132,000円
組合総合共済入院 6,000円×30日	180,000円
組合総合共済自宅療養 4,000円×60日	240,000円
支払対象外期間30日 4口ご加入の場合	※2カ月分 400,000円

40~49歳の2人以上の
世帯生活費の平均
(総務省「家計調査報告(家計収支編)2022年」)

月々 **321,269円**

6カ月で約**193万円**の支出

土建国保入院給付金 4,400円×60日	264,000円
組合総合共済入院 6,000円×60日	360,000円
組合総合共済自宅療養 4,000円×120日	480,000円
支払対象外期間30日 4口ご加入の場合	※5カ月分 1,000,000円

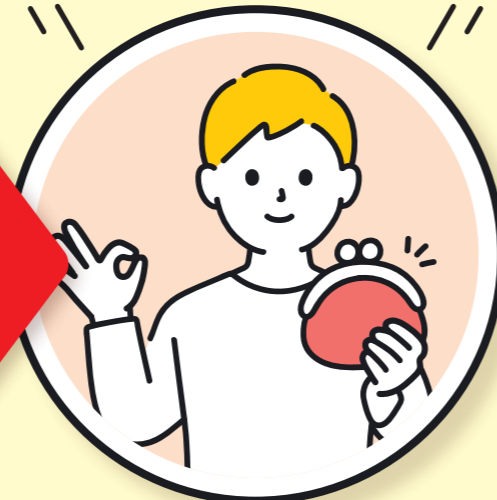
[90日間の就業障害に対して支払われる給付・保険金の額]

入っていない人

55万円

入っている人

95万円



[180日間の就業障害に対して支払われる給付・保険金の額]

入っていない人

110万円

入っている人

210万円



保険金額と保険料

保険金額1口(5万円)あたりの月払保険料

保険期間1年、団体割引30%、精神障害補償特約、天災危険補償特約セット

プラン	Aプラン		Bプラン	
対象期間	70歳満了			
支払対象外期間	180日		30日	
性別	男性	女性	男性	女性
満15～24歳	309円	211円	595円	402円
満25～29歳	329円	286円	684円	561円
満30～34歳	365円	390円	824円	806円
満35～39歳	466円	587円	1,066円	1,209円
満40～44歳	724円	998円	1,511円	1,866円
満45～49歳	1,135円	1,534円	2,202円	2,696円
満50～54歳	1,828円	2,287円	2,844円	3,268円
満55～59歳	2,637円	2,906円	3,607円	3,720円
満60～64歳	3,132円	2,976円	4,106円	3,753円
*1 満65～69歳	2,526円	2,149円	3,080円	2,591円

+ 制度維持費
180円

▶ *1 新規のご加入は64歳までとなります。継続加入は、69歳まで可能です。

※年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日現在)の満年齢とします。

※保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

※ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払い対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります(2023年10月現在)。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

※保険金のお支払方法など重要な事項は、P11「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

掛金算出方法

$$\text{基本補償1口あたり保険料} \times \text{加入口数} + \text{制度維持費} = \text{月払掛金}$$

円 × 口 + 180 円 = 円

月払保険料に制度維持費(税込み)180円が加算されます。制度維持費は引き落とし口座を同じくする加入者ごとに加算され、事務手続き費用等に使用されます。

加入口数

加入口数の上限は10口となります(就業障害である期間1カ月について最高支払保険月額50万円)。ご加入直前12カ月における所得の平均月間額の85%の範囲内で加入口数を決定してください。

月々の保険料による補償額シミュレーション

[Aプラン:支払対象外期間180日

Bプラン:支払対象外期間30日]

Case.1 35歳男性 240日間働けない

プラン	月額保険料*	保険金お受取額
2口	Aプラン	1,112円 200,000円
	Bプラン	2,312円 700,000円
4口	Aプラン	2,044円 400,000円
	Bプラン	4,444円 1,400,000円
6口	Aプラン	2,976円 600,000円
	Bプラン	6,576円 2,100,000円
8口	Aプラン	3,908円 800,000円
	Bプラン	8,708円 2,800,000円
10口	Aプラン	4,840円 1,000,000円
	Bプラン	10,840円 3,500,000円

※制度維持費180円を含む

Case.2 45歳男性 360日間働けない

プラン	月額保険料*	保険金お受取額
2口	Aプラン	2,450円 600,000円
	Bプラン	4,584円 1,100,000円
4口	Aプラン	4,720円 1,200,000円
	Bプラン	8,988円 2,200,000円
6口	Aプラン	6,990円 1,800,000円
	Bプラン	13,392円 3,300,000円
8口	Aプラン	9,260円 2,400,000円
	Bプラン	17,796円 4,400,000円
10口	Aプラン	11,530円 3,000,000円
	Bプラン	22,200円 5,500,000円

※制度維持費180円を含む

税務処理について

加入者属性	加入対象者	保険料負担者	被保険者	保険金受取人	保険料負担者の「保険料」の税務上の取扱い	受け取られた「保険金」の税務上の取扱い	被保険者に対する課税関係
法人の従業員	法人の全従業員	法人 法人と従業員	法人の従業員	法人の従業員	福利厚生費として損金算入可 ・法人負担分:福利厚生費として損金算入可 ・従業員負担分:介護医療保険料控除の対象	非課税	給与課税になりません
	法人の一部従業員	法人 法人と従業員	法人の従業員	法人の従業員	支払給与として損金算入可 ・法人負担分:支払給与として損金算入可 ・従業員負担分:介護医療保険料控除の対象	非課税	給与課税になります
法人の役員	法人の役員	法人 法人と役員	法人の役員	法人の役員	役員報酬として損金算入可 (税法上の過大な報酬にあたる場合の過大な部分は損金算入不可) ・法人負担分:役員報酬として損金算入可 (税法上の過大な報酬にあたる場合の過大な部分は損金算入不可) ・役員負担分:介護医療保険料控除の対象	非課税	役員報酬(給与)、賞与として課税対象になります
個人事業主	個人事業主	個人事業主	個人事業主	個人事業主	必要経費算入不可 介護医療保険料控除の対象	非課税	
個人事業主の従業員	個人事業主の全従業員	個人事業主 個人事業主と従業員	個人事業主の従業員	個人事業主の従業員	福利厚生費として損金算入可 (被保険者が個人事業主の配偶者・子供の場合、福利厚生費にはなりません) ・個人事業主負担分:福利厚生費として損金算入可 ・従業員負担分:介護医療保険料控除の対象	非課税	給与課税になりません
	個人事業主の一部従業員	個人事業主 個人事業主と従業員	個人事業主の従業員	個人事業主の従業員	支払給与として損金算入可 ・個人事業主負担分:支払給与として損金算入可 ・従業員負担分:介護医療保険料控除の対象	非課税	給与課税になります

※上表は概要を説明したものです。実際の税務処理、詳しい内容については、税理士にご確認ください。

よくある ご質問

Q1 どのような場合に保険金が支払われますか？

A **病気やケガで働けない時**

病気やケガによって、就業障害となった場合が支払対象となります。その際には医師による診断書と、まったく仕事ができない状態が支払対象外期間を超えて続いたこと(医師の指示によること前提)を確認します。この条件を満たせば入院だけでなく通院中・医師の指示による自宅療養中などの場合でも補償します。

Q2 どのような原因による就業障害が対象になりますか？

A **ほとんどの病気やケガが対象**

病気であってもケガであってもほとんどすべて補償がされます。その発生が就業中・就業外問わず補償します(例えば、プライベートでのスポーツやレジャーによるケガでも補償します)。また、障害の発生場所は国内・海外を問いません(海外出張・旅行中の事故も補償します)。

Q3 現在、すでにかかっている病気は補償の対象になりますか？

A **ご加入前の病気は対象外**

ご加入日前にすでに発病と診断されている、または要治療との指摘を受けている病院やケガが原因で、ご加入日以降の12カ月以内に就業障害となった場合には保険金はお支払いできません。



Q8 保険期間の途中で加入口数の変更はできますか？

A **次年度継続手続きまで変更できない**

できません。次年度の継続手続き時に口数をご変更いただきお申し込みをお願いします。

Q9 保険期間の途中で加入プランの変更はできますか？

A **次年度継続手続きまで変更できない**

できません。次年度の継続手続き時にプランをご変更いただきお申し込みをお願いします。

Q10 プランAとBの両方を加入することはできますか？

A **2つに加入することはできない**

できません。事業所で会社負担分と従業員負担分とでプランを分けることもできません。

Q11 保険料の引き落とし口座を会社名義の銀行口座にすることはできますか？

A **会社名義の口座も可能**

できます。ご加入者ごとに設定していただく口座振替の銀行口座を会社名義でご登録ください。

Q4 保険金の支払いを受けている場合でも保険料は払い続けなければいけませんか？

A **お支払いを続けると復職後も再告知なしに補償を継続**

脱退することで保険料を支払う必要がなくなります。ただし、復職したときに再度保険加入を希望される場合、再告知が必要となるため、再加入できない可能性があります。一方、保険金を受け取っている期間中も引き続き保険料をお支払いいただくことにより、復職後も再告知することなく、補償を継続することも可能になります。

Q5 退職となった場合はどうなりますか？

A **就業障害が続く間は保険金は支払われる**

退職された場合は、ご継続してご加入いただくことはできません。なお、就業障害となり保険金を受け取っている間に、やむなく退職した場合でも働けない状態が続く限り保険金の支払いは継続します。また、退職後の保険金の支払いを受けている期間中は保険料の支払義務はありません。

Q6 以前の加入時に補償対象外となる疾病は削除できますか？

A **告知項目が改定されました**

2024年3月1日始期のご契約より告知書の告知項目が改定されています。ご継続時に改めて告知書をご提出いただくことで、2023年3月1日始期以前のご契約で補償対象外となっていた疾病を削除できる可能性がございます。

Q12 月給制でない場合は就業障害前の所得額の基準は何ですか？

A **前年度所得総額から設定**

「前年度の所得総額÷12カ月」となります。

保険金額は、ご加入直前12カ月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度等も考慮の上設定してください。



Q13 補償対象となる精神障害は？

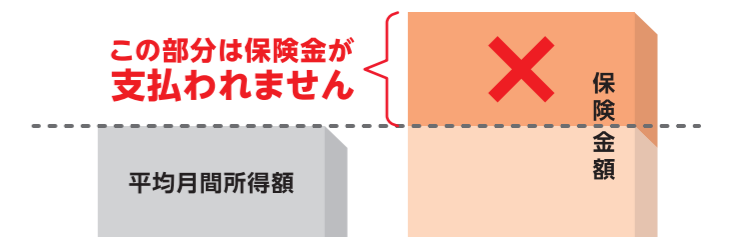
対象となる精神障害	対象とならない精神障害
<ul style="list-style-type: none"> 気分障害(躁病、うつ病等) 統合失調症 神経衰弱など 	<ul style="list-style-type: none"> 血管性認知症 知的障害 アルコール依存 薬物依存などによるもの

Q14 連続してそれぞれ異なる傷病の就業障害が発生した場合はどのように取扱いますか？

A **重複する期間を除き、それぞれに保険金は支払われる**

先発の就業障害と後発の就業障害は異なる就業障害として取り扱います。ただし、先発の就業障害と後発の就業障害の期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて保険金はお支払いできません。それぞれの就業障害について保険金額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額がお支払いの上限となります。後発の就業障害について保険金を支払うときは、後発の就業障害開始日をもとに平均月間所得額が算出されますので、先発の就業障害が発生したときと比べ、保険金額が少なくなる可能性があります。

【平均月間所得額とは】
就業障害が開始した日の属する月の直前12カ月の就労所得(ボーナスを含み、通勤手当や住宅手当などは除きます)の平均月間額をいいます。

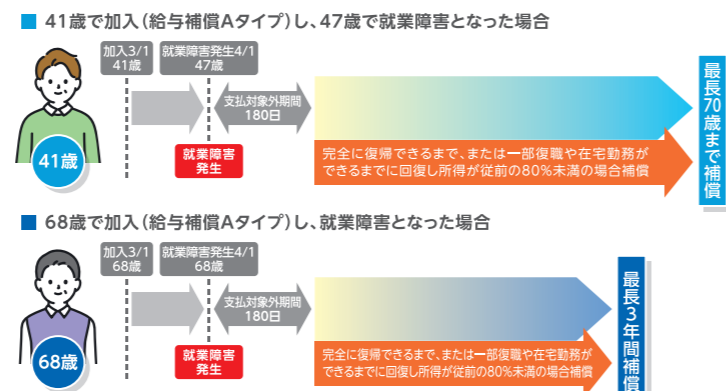


Q7 いつまで保険金を受け取れますか？

A **最長70歳まで、仕事に復帰できるまでの期間が対象**

次のいずれかに該当する場合、最長70歳まで受け取ることができます。ただし、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払い対象外期間終了日の翌日から起算して3年間になります。

- (例)68歳で就業障害となった場合も71歳まで受け取ることができます。
- 完全に職場に復帰できるまで
 - 一部復職の場合、所得が従前の80%未満の場合



加入について

1 ご加入対象者

東京土建一般労働組合の構成員および組合員

2 被保険者の範囲

東京土建一般労働組合の組合員とその家族（配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹および同居の親族）で、保険期間の開始日または中途加入日時点において満15歳以上、満64歳以下（継続加入の場合は満69歳以下）の有職者の方。ただし就業障害により所得が減少されない方は除きます。

3 保険期間

2024年3月1日午後4時～2025年3月1日午後4時

中途加入は毎月受付しています。その場合の保険期間は毎月10日までの受付分は受付月の翌々月1日から2025年3月1日午後4時までとなります。

4 申込締切日

取扱代理店必着の期限となります。

- （1）中途加入の場合
毎月10日（毎月10日までの受付分は、翌々月1日補償開始）
- （2）変更手続き（中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など）
毎月10日付での変更を受け付けています。
変更月の前々月10日までに取扱代理店までお申し出ください。
なお振替口座は変更月の翌々月27日より変更されます。

5 掛金の払込方法

掛金^(注)は補償開始月の27日（休日の場合は翌営業日）より毎月引落としとなります。

（注）月払保険料に制度維持費（税込み）180円が加算されたものです。制度維持費は引き落とし口座を同じくする加入者ごとに加算され、事務手続き費用等に使用されます。

6 必要書類

必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご提出ください。

- ・加入依頼書
- ・告知書
- ・預金口座振替依頼書

告知の大切さについて

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※P13「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：東京土建一般労働組合
- 保険期間：2024年3月1日午後4時から1年間となります。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：東京土建一般労働組合の組合員
 - 被保険者：東京土建一般労働組合の組合員とその家族（組合員の配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます（満15歳以上64歳以下（継続加入の場合は満69歳以下）で有職の方が対象となります）。
 - お支払方法：
 - ①月払方式のみとなります（12回払）。
 - ②預金口座振替依頼書が所定の締切日までに担当代理店に提出された場合には、1回目の保険料は3月27日、2回目以降毎月27日に口座振替されます（ただし、27日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）。
 - お手続き方法：下記のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の東京土建一般労働組合取扱代理店までご送付ください。

新規加入の皆さま

加入依頼書兼告知書および口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。

既加入者の皆さま

- ①前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合
書類のご提出は不要です。
 - ②ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合
前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。
※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
 - ③継続加入を行わない場合
継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日（10日過ぎの受付分は3か月後の1日）から2025年3月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、保険期間開始月の27日から毎月口座振替されます（ただし、27日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の東京土建一般労働組合取扱代理店までご連絡ください。毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）からの脱退となります。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合

【お支払いする保険金の主な内容】

被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(\ast 1)}$$

- （※1）所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額
- （注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（50万円）を限度とします。
- （注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。
- （注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。

（注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。

$$\text{保険金をお支払いする期間}^{(\ast)} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$$

- （※）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（70歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。
- （注5）対象期間（70歳に達するまで）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
- （注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- （注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。
 - ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】続き

- (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。
- (注9) 精神障害補償特約をセットした場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます)
 - ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの
 - ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの

- ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
 - ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
 - ⑧妊娠、出産、早産または流産
 - ⑨発熱等の他覚的症候のない感染 など
- (注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- (注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。
- (※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただくこと

〈ご継続の場合も必ずご確認ください〉

- 保険金額(支払基礎所得額)の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	70%以下
共済組合(例：給与所得者)	70%以下

- 特定疾病等対象外について
 - ・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
- (注) 「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、右表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 (継続契約においても原則として同様です)

〈補償対象外とする疾病・症状の例〉

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患(COPD[慢性気管支炎・肺気腫など])、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく[脳軟化]・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます)、不正出血 など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます)および疾病をあわせて身体障害とします。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に依りて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況

- (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※) 保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）続き

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

* 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

● 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

● ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

● 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

● ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後

に就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

● 被保険者がご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

● 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

● 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

● 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

あらかじめご了承ください。

● 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合

・他の保険契約等がある場合 など

〈重大事由による解除等〉

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2024年3月1日午後4時から1年間に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌々月1日(10日過ぎの受付分は3か月後の1日)保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

● 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

● 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

【必要となる書類】

① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類
保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など

② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類
就業障害状況報告書、事故証明書 など

③ 身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類
死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など

④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類
同意書 など

⑤ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類
他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください(ご加入のプランによって30日もしくは180日の支払対象外期間が設定されていますので、書類のご提出前にご加入プランの支払対象外期間をご確認ください)。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

● 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

● 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

9. 個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

団体長期障害所得補償保険における保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。